

鳥取県銃砲刀剣類登録審査会運営要綱

(令和元年5月9日 地域振興部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県銃砲刀剣類登録審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次に掲げる事項とする。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事項

(組織)

第3条 審査会は、委員4人をもって組織する。

2 銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、鳥取県銃砲刀剣類登録審査委員（以下「委員」という。）を置く。

3 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期とする。

5 委員は、再任することができる。

6 知事は、委員がその職の信用を著しく失墜させる行為をした場合又は職務遂行に支障のある場合は、委員を解職することができる。

7 委員は非常勤とする。

8 委員が鑑定を行うにあたり、必要に応じてその補助を行う登録審査補助員（以下「補助員」という。）を置くことができる。

9 補助員は、委員の指導を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の解体、組立等の職務に従事する。

10 前2項に定めるほか、補助員の任命及び身分については委員の例による。

11 委員及び補助員には、予算の範囲内で報奨金を支給する。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては審査会の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課において行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。